

不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	消防局 予防課 危険物係
不利益処分名	危険物保安統括管理者等解任命令
根 拠 法 令	消防法
根 拠 条 項	第13条の24第1項
連 絡 先	(電話 656 - 1193)
処 分 基 準	<p>市長は、危険物保安統括管理者若しくは危険物保安監督者が消防法（以下「法」という。）若しくは法に基づく命令の規定に違反したとき、又はこれらの者にその業務を行わせることが公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、法第12条の7第1項又は法第13条第1項に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者の解任を命ずることができる。</p> <p>「徳島市火災予防違反処理規程」（平成15年12月26日施行）第23条及び別表第1の2の基準</p>
	基 準
	参 考 事 項
設定等年月日	平成26年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）